

Back Number

本論文は

# 世界経済評論 2024 年 3/4 月号

(2024 年 3 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

## 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%  
送料無料  
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読  
期間中

## デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。  
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

# 国際通商法秩序の 構造変動と WTO



中央学院大学教授・東京大学名誉教授・アンダーソン毛利友常法律事務所弁護士 中川 淳司

なかがわ じゅんじ 1955 年生まれ。2000 年東京大学教授，2019 年中央学院大学教授。法学博士。専門は国際経済法。著書：『経済規制の国際的調和』（有斐閣，2008 年），『WTO 貿易自由化を超えて』（岩波新書，2013 年），『国際経済法 第 3 版』（共著，有斐閣，2019 年）他。

貿易自由化を基軸とする WTO システムは 1990 年代以降の世界経済のグローバル化を牽引し，2010 年代の世界は供給網のグローバル化が進んだ。しかし，2001 年末にスタートした WTO のドーハ開発アジェンダは南北対立のために当初期待された成果を上げることなく頓挫し，WTO の交渉フォーラムとしての機能不全が顕著となった。これに代わって主要国は二国間・地域的な FTA を通じた貿易・投資の自由化とルール形成を進めた。2010 年代後半になると，英国の EU 離脱，米国トランプ政権の TPP 離脱，米中貿易摩擦に代表されるグローバル化に逆行する動きが出てきた。米国は WTO 上級委員会委員の任命・再任を拒否し，2019 年末以降，上級委員会は機能を停止した。2020 年代に入ると，新型コロナウイルス感染症の世界的流行，ロシアのウクライナ侵攻を契機として，経済安全保障の観点から供給網を見直し，友好国で供給網を再構築する動き（フレンドショアリング），そして主要国が自国への産業回帰を図る動きが加速した。他方で，グローバル化の担い手である多国籍企業に対しては，2010 年代以降，供給網全体での人権保障を求める潮流が生まれ，近年は欧米を中心にビジネスと人権を法制化する動きが進んでいる。

貿易自由化を基軸とする WTO システムの機能不全と FTA を通じた貿易・投資の自由化とルールの深掘りの一方で，自国中心主義と経済安全保障の名目によるグローバル化への逆行，多国籍企業に対するビジネスと人権の要請は，国際通商法秩序が今日大きな構造変動期に入ったことを示している。それでは，国際通商法秩序はいかなる方向に変動しようとしているのか？ そこにおいて WTO の再活性化は見込めるのか？ FTA は今後いかなる役割を担うことになるのか？ 構造変動後の国際通商法秩序において，企業にはいかなる規制の網がかけられることになるのか？

## I 国際通商法秩序の現状

### 1. WTO の機能不全

WTO の機能不全はまず，貿易自由化・ルール形成のフォーラムとしての機能の不全として顕在化した。2001 年にスタートした WTO の

最初の多角的貿易交渉であるドーハ開発アジェンダは，2002 年の実質的交渉開始の当初から先進国と途上国の対立で難航した。一つには，交渉対象に投資，競争政策，政府調達，貿易円滑化を加えようとする先進国とこれに反対する途上国の意見の対立である。これについては 2004 年 7 月の枠組み合意で貿易円滑化のみを

交渉対象に加えることで妥協が成立した。その後も、農産物市場アクセス、非農産物市場アクセスやサービス貿易自由化等の交渉分野で先進国と途上国の意見が対立し、交渉は難航した。そして、2008年7月に農産物市場アクセスと非農産品市場アクセスのモダリティをめぐる交渉が決裂して以来、ドーハ開発アジェンダは事実上膠着した<sup>1)</sup>。その後、2011年12月の第8回閣僚会議で、当初合意されていた一括受諾方式に代えて、交渉がまとまったテーマから先に合意を成立させるという方式（アーリー・ハーベスト方式）を採用することが合意された<sup>2)</sup>。この結果、2013年12月の第9回閣僚会議（バリ島）では貿易円滑化協定の交渉が妥結した他、農業分野や開発分野で合意が成立し（バリパッケージ）<sup>3)</sup>、2015年12月の第10回閣僚会議（ナイロビ）では農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）及び開発をめぐる交渉が妥結した（ナイロビパッケージ）<sup>4)</sup>。しかし、2017年12月の第11回閣僚会議（ブエノスアイレス）では交渉妥結に至ったテーマはなく、閣僚宣言もまとまらなかった。新型コロナウイルス感染症の世界的流行による2度にわたる延期を経て2022年6月に開催された第12回閣僚会議（ジュネーブ）では、ルール分野で交渉されてきた漁業補助金協定が採択された<sup>5)</sup>。

以上がアーリー・ハーベスト方式により交渉がまとまった項目である。しかし、これ以外のドーハ開発アジェンダの交渉テーマ（農産物市場アクセス、非農産品市場アクセス、サービス貿易、ルール）について交渉は2008年7月以来頓挫したままであり、ドーハ開発アジェンダは失敗に終わった。

WTOの機能不全は「王冠の宝石（crown

jewel）」<sup>6)</sup>とも称された紛争解決手続にも及んだ。米国は2017年夏以来、上級委員会委員の再任・任命に拒否権を発動し、上級委員会は2019年末には機能を停止した。

## 2. WTOの機能回復の試み

ドーハ開発アジェンダの失敗を乗り越えて、WTOの交渉フォーラムとしての機能の回復が試みられている。2017年12月の第11回閣僚会合では、有志国が共同声明を発して、以下の4つのテーマについて協議を開始することを宣言した。①電子商取引、②開発のための投資円滑化、③中小零細企業、④サービス国内規制。いわゆる共同声明イニシアティブである。以上のうち、中小零細企業についての協議は新たなルールで合意することを目指していないが、それ以外の協議はルール形成を目指している。このうち、サービス国内規制については2021年12月に最終合意がまとまった。交渉に参加した70の国・地域は、最終合意された内容を自国のサービス約束表に参照文書（Reference Paper）として追加した。これにより、サービス国内規制に関する新たなルールがすべてのWTO加盟国に対して適用されることになった<sup>7)</sup>。

2023年7月には開発のための投資円滑化に関する協定（投資円滑化協定）のテキスト交渉が妥結した。今後は、WTOの法的枠組に投資円滑化協定を組み込むため有志国の議論が進められる。協定を全てのWTO加盟国を拘束する多角的貿易協定として採択するためにはコンセンサスによる同意が必要である（WTO設立協定第10条1項第3文）。ただし、多角的貿易協定を追加するWTO設立協定附属書Iの改正案を加盟国に対して受諾のために送付すること

について、定められた期間内にコンセンサスが得られない場合、加盟国の3分の2以上の多数決で改正案を加盟国に対して受諾のために送付することを決定できる（同第10条1項第6文）。2023年10月末現在の交渉参加国・地域は117であり、WTO全加盟国（164）の3分の2を上回っている（71.3%）。したがって、投資円滑化協定は多角的貿易協定として採択される見込みがある<sup>8)</sup>。

これに対して、電子商取引協定の交渉参加者は2023年10月末時点で87（WTO全加盟国の53%）に留まっており、交渉結果が多角的貿易協定として採択される見込みは低い。その場合、交渉参加国だけを拘束する複数国間協定として採択することが考えられるが、WTO設立協定は複数国間協定をWTO設立協定附属書4に追加するためにはコンセンサスが必要なることを明記しており（第10条9項）、共同声明イニシアティブに当初から一貫して反対を表明しているインドや南アフリカの存在<sup>9)</sup>を考えると、この選択肢が実現する見込みは低い。他方で、電子商取引協定の規定内容が物品・サービス貿易の自由化に限定されないことを考えると、情報技術協定や先述のサービス共同声明イニシアティブのように、交渉結果を譲許表やサービス約束表の修正・追加としてWTO協定に取り込むことは考えられない。残る選択肢は地域貿易協定（1994年のガット第24条）か「開かれた」複数国間貿易協定ということになる。「開かれた」複数国間貿易協定は、締約国が協定上の義務に服する一方で、交渉に参加しないWTO加盟国に対しても協定を適用して協定上の義務を一方的に負う、つまりフリーライドを認める法形式である<sup>10)</sup>。しかし、この方式の先例として一部のWTO加盟国が挙げ

た情報技術協定は、厳密に言えば協定に参加した締約国による譲許表の修正であって、新たなルールを策定する「開かれた」複数国間協定の先例とは言えない。WTO設立協定は「開かれた」複数国間協定を想定しておらず、この法形式を採用するためにはWTO設立協定の改正が必要である。先述の通り、その要件はコンセンサスないし加盟国の3分の2以上の賛成・受諾であり、改正のハードルは高い。したがって、電子商取引に関する協定は「開かれた」複数国間協定としてではなく地域貿易協定として採択される可能性が高い。

WTO上級委員会の機能停止に対しては、EU、カナダ、中国を始めとする有志国が多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）を締結した。MPIAの締約国は、紛争解決パネル報告に対して、上級委員会への上訴（空上訴）に代えてMPIAに基づく仲裁に付託することで紛争の確実な解決を図る。2023年3月に日本もMPIAに参加し、締約国は26となった<sup>11)</sup>。

### 3. 広域 FTA を通じたルール形成

WTOの交渉機能不全が続く中で、主要国は通商政策の軸足を二国間・地域的なFTAの締結交渉に移した。2023年10月末時点でWTOに通報された発効済みの地域貿易協定の総数は361である<sup>12)</sup>。2010年代に入ると多くの国が参加する広域FTAの交渉が進み、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）<sup>13)</sup>、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）<sup>14)</sup>、日EUEPA（経済連携協定）<sup>15)</sup>、USMCA（米国カナダメキシコ協定）<sup>16)</sup>、RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定）<sup>17)</sup>の交渉がまとまった。広域FTAは物品・サービス貿易の自由化の深掘りに加えて、投資、競争、労

表 1 広域 FTA が規律するルール

|        | TPP | 日 EUEPA | USMCA | RCEP |
|--------|-----|---------|-------|------|
| 自然人の移動 | ○   | ○       | ○     | ○    |
| 知的財産   | ○   | ○       | ○     | ○    |
| 投資     | ○   | ○       | ○     | ○    |
| 競争     | ○   | ○       | ○     | ○    |
| 政府調達   | ○   | ○       | ○     | ○    |
| 労働     | ○   | ○       | ○     | ×    |
| 環境     | ○   | ○       | ○     | ×    |
| 電子商取引  | ○   | ○       | ×     | ○    |
| 国有企業   | ○   | ×       | ×     | ×    |

出典：筆者作成

働、環境、電子商取引、国有企業、人の移動など、広範囲にわたるルールの整備を行う点が注目される（表 1 を参照）。

以下では、日本が締結した広域 FTA のうち、RCEP を除く広域 FTA で規定が置かれている労働と環境、TPP が規定する国有企業について、ルールの内容を紹介する。

貿易と労働を結びつけるいわゆる社会条項をめぐるのは、これをガット・WTO で取り上げようとする動きがあったが、1996 年の WTO 第 1 回閣僚会合（シンガポール）で ILO がこの問題を扱うフォーラムであることが宣言され<sup>18)</sup>、WTO がこの問題を扱わないことが確認された。この宣言を受けて 1998 年に ILO が策定したのが、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（基本権宣言）である。基本権宣言は、結社の自由、強制労働の禁止、平等待遇、児童労働の禁止の 4 原則（中核的労働基準）に焦点を当て、それらの尊重、促進、実現は ILO 憲章上の義務であるとする。加盟国は、4 原則に対応する 8 本の ILO 条約の批准の有無を問わずこの義務を負うとされた。そして、加盟国による義務の履行を監視するため、

各国の履行状況を監視する年次フォローアップ、4 原則の 1 つを選んで事務局が作成する総合報告という 2 つの制度を設けた。基本権を遵守できない国に貿易制裁を課する社会条項の考え方を明確に斥けた。

しかし、最近の FTA は、基本権宣言に言及してその遵守を締約国に義務付ける規定を置くようになった<sup>19)</sup>。社会条項の復権と言える。

広域 FTA の労働に関する規定は米国型と EU 型に大別される。TPP と USMCA が前者、日 EUEPA が後者に当たる。米国型は、基本権宣言が規定する中核的労働基準の尊重、促進と実現を締約国に義務付けるとともに<sup>20)</sup>、義務違反の場合に FTA の紛争解決手続への付託を認める<sup>21)</sup>。さらに、各締約国が、労働章の規定に関する事項について、全ての締約国の者からの意見書を受領する手続を設けている<sup>22)</sup>。これに対して、日 EUEPA は、米国型と同様に ILO の基本権宣言が規定する中核的労働基準の尊重、促進と実現を締約国に義務付けるが、この義務に関する紛争については締約国間の協議<sup>23)</sup>と専門家パネルによる検討<sup>24)</sup>が行われ、協定の紛争解決手続は適用されない。他方で、

労働と環境を含む持続可能な開発章に関して当局と締約国の市民社会組織が意見交換する合同対話（Joint Dialogue）の手続を設けている<sup>25)</sup>。

広域 FTA の環境に関する規定は、環境に関する自国の保護水準・優先順位を決め、それに従って自国の環境法令や政策を定め、採用・修正する各締約国の主権的権利を認める一方で<sup>26)</sup>、締約国間の貿易または投資を奨励する目的で自国の環境法令で与えられる保護を弱めてはならないこと<sup>27)</sup>、自国が締結している多国間環境協定を実施すること<sup>28)</sup>を規定する。これらは新たな義務を締約国に課するものではない。他方で、環境に関する特定の事項について締約国に新たな義務を課する広域 FTA もある。例えば、TPP は第 20.16 条で、(a) 漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、(b) 違法・無報告・無規制（IUU）漁業に従事する漁船に対する補助金の交付・維持を禁止する。同様の規定は USMCA にも置かれている<sup>29)</sup>。2022 年 6 月に採択された WTO 漁業補助金協定の規定<sup>30)</sup>を先取りした規定である。日 EUEPA は第 16.7 条で、森林の保全と持続可能な森林経営の奨励、そして違法な伐採と違法に伐採された木材の貿易に対する戦いへの貢献を締約国に義務付ける<sup>31)</sup>。これらの規定の執行についても、米国型、EU 型の違いがある。TPP 及び USMCA では、環境章の規定の解釈・適用に関する争いは、締約国による協議から締約国の上級の代表者による協議を経て閣僚による協議で段階的に解決が図られるが、それでも解決しない場合には協定の紛争解決手続が適用される<sup>32)</sup>。また、USMCA は、締約国のいかなる者も締約国による環境法の執行に関して申立てを行うことが認められ、申立てを受けた締約国

は事実関係を回答しなければならないと規定する<sup>33)</sup>。これに対して、日 EUEPA は、労働と環境を含む持続可能な開発章の解釈・適用をめぐる締約国間の紛争については、締約国間の協議と専門家パネルによる検討の手続を適用し、協定の紛争解決手続の適用は認めていない<sup>34)</sup>。環境に関して当局と市民社会の組織が協議する合同対話については既に述べた。

最後に、TPP の国有企業に関する規律（第 17 章）を見ておこう。他の広域 FTA には見られない、ユニークな規律である。国有企業とは、主として商業活動に従事する企業であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 締約国が 50% を超える株式を直接に所有する企業
- (b) 締約国が持ち分を通じて 50% を超える議決権の行使を支配している企業
- (c) 締約国が取締役会の構成員の過半数を任命する権限を有する企業<sup>35)</sup>

TPP は、国有企業が物品・サービスの購入・販売に当たり、(1) 商業的考慮に従って行動すること<sup>36)</sup>、(2) 内国民待遇及び最恵国待遇を提供すること<sup>37)</sup>を確保するよう義務付ける。さらに、いずれの締約国も、自国の国有企業に対して直接・間接に提供する非商業的な援助によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない<sup>38)</sup>。また、他の締約国に投資する自国の国有企業に対して直接・間接に提供する非商業的な援助によって当該他の締約国の国内産業に損害を与えてはならない<sup>39)</sup>。各締約国は、協定が自国について効力を生ずる日から 6 カ月以内に、自国の国有企業の一覧を公表し、その後は当該一覧を毎年更新する<sup>40)</sup>。また、他の締約国から要請があれば、自国が保有する国有企業の株式・議決権の割合、当該企業

の役員または取締役会構成員として勤務している政府職員の官職、最近3年間の収益・資産総額等の情報、非商業的な援助に関する情報を提供しなければならない<sup>41)</sup>。国有企業に関する TPP の以上の規律は、国家貿易企業に限定して商業的考慮と無差別待遇を義務付けている 1994 年のガットの規定<sup>42)</sup>を国有企業全般に拡大し、かつ広範な情報提供を義務付けることで国有企業に関する透明性を向上させる効果を持つ。

## II 国際通商法秩序の構造転換

前節で見た通り、今日の国際通商法秩序においては、WTO の交渉機能不全を踏まえて、WTO の共同声明イニシアティブと広域 FTA を通じたルール形成という2本柱でルール形成が進められている。これに対して、2010 年代後半以降、英国の EU 離脱、米国トランプ政権の TPP 離脱、米中貿易摩擦に代表されるグローバル化に逆行する動きが出てきた。2020 年代に入ると、新型コロナウイルス感染症の世界的流行、ロシアのウクライナ侵攻を契機として、経済安全保障の観点から供給網を見直し、友好国で供給網を再構築する動き（フレンドショアリング）、そして主要国が自国への産業回帰を図る動きが加速した。これらの動きは国際通商法秩序に対してどのような影響を及ぼすだろうか？

### 1. グローバル化に逆行する動き

2016 年 6 月に実施された国民投票で英国は EU からの離脱を選択した。同年 11 月の米国大統領選挙で当選したトランプ氏は、2017 年 1 月の大統領就任早々に TPP からの米国の離脱

を実行した。1980 年代以来の経済のグローバル化を主導した米英両国が下したこれらの判断は、米英両国がグローバル化に背を向けて内向きを志向するようになったことを端的に示す。トランプ政権はさらに、対中貿易赤字の縮小を目指し、2018 年 7 月以降、第 1 弾から第 4 弾にわたり段階的に中国からの輸入品に追加関税措置を実施した。中国もこれに対抗して追加関税措置を実施し、米中貿易摩擦が激化した。2020 年 1 月に米中両国間で第 1 段階の合意が成立し、中国は米国から工業製品や農産品、エネルギーやサービスを 2020 年と 2021 年の 2 年間で 2,000 億ドル以上追加輸入すると約束した。これを受けて米国は対中国追加関税の一部を引き下げた。米国の対中追加関税措置、中国の対抗追加関税措置はいずれも両国の譲許税率を上回って課されており、WTO の関税譲許ルール（1994 年のガット第 2 条 1 項）と最恵国待遇原則（同第 1 条 1 項）に違反する。2021 年 1 月に発足した米国バイデン政権は、中国に対しては懲罰的な制裁関税は用いないとしつつ、トランプ政権の発動した追加関税は維持している<sup>43)</sup>。

### 2. 経済安全保障を理由とする貿易・投資の規制強化

トランプ政権は先端技術をめぐっても中国への対抗姿勢をあらわにした。2018 年 10 月にペンス副大統領が政権の対中政策に関するスピーチで、中国の急速な経済成長と 2015 年に発表された産業政策「中国製造 2025」に対する強い警戒感を表明した<sup>44)</sup>。米国は、これに対抗するため、先端・重要技術の中国への流出を防ぐ政策を相次いで採用した。第 1 に、先端技術の対中輸出管理の強化である。2018 年の国防

授權法 2019 の枠組みにより改正輸出管理法 (ECRA) が成立し、2019 年、2020 年と半導体や半導体製造装置の対中輸出規制が強化された。この方針はバイデン政権に引き継がれ、2022 年 10 月には半導体・半導体製造装置の対中輸出規制がさらに強化された<sup>45)</sup>。第 2 に、中国からの対米直接投資の規制強化である。2018 年に成立した外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) は、米国の重要技術や産業基盤を持つ米国企業への中国からの直接投資を規制した<sup>46)</sup>。同法に基づく対米外国投資委員会 (CFIUS) の積極的な運用はバイデン政権でも引き継がれている<sup>47)</sup>。

経済安全保障を理由とする先端技術の輸出管理の強化や対内直接投資規制の強化を実施するのは米国に限られない。2022 年 10 月の米国の半導体・半導体製造装置の輸出管理強化に呼応して、日本とオランダは 2023 年 7 月から 9 月にかけて半導体製造装置及びその部品の輸出管理を強化した<sup>48)</sup>。他方で、中国は、2020 年 12 月に安全保障輸出管理の基本法として輸出管理法を制定・施行した<sup>49)</sup>。一般的な貨物及び技術に対する輸出規制は、対外貿易法に基づく「輸出禁止・輸出制限技術リスト」として公表されている<sup>50)</sup>。2022 年 12 月には同リストに AI、量子暗号等の先端技術を追加する改訂案を公表した<sup>51)</sup>。2023 年 8 月には米国、日本、オランダの半導体・半導体製造装置の輸出管理強化に対抗して、半導体の材料として使用されるガリウムとゲルマニウムを輸出管理の対象に加えた<sup>52)</sup>。EU では、先端技術・重要技術に関する安全保障貿易管理は基本的には各加盟国の制度がベースになっているが、最近の米国の動きに呼応して、サイバー監視技術や人権侵害関連の輸出管理を定める新輸出管理規則が策定さ

れ、2021 年 9 月に施行された<sup>53)</sup>。欧米諸国・日本と中国が採用したこれらの政策を通じて欧米諸国・日本と中国との貿易関係の分断 (デカップリング) が進行した。

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻を理由として、米国を始めとする諸国が実施した経済制裁も、エネルギー分野等の輸入制限、デュアルユース品目の輸出制限、ロシアに対する最恵国待遇の撤廃等の貿易制裁が含まれる<sup>54)</sup>。この結果、ロシアと欧米諸国・日本との貿易関係の分断が進んだ。

対中国・ロシアの貿易関係の分断は経済安全保障のためとして正当化される。WTO ルールとの関係では、1994 年のガット第 21 条 (b) (ii) の安全保障例外 (武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置) として正当化されるかが問題となる。デュアルユース品目の輸出制限がこれに該当すると解することは可能であるが、それより広く、先端技術の輸出管理がこれに該当すると解することは可能だろうか？

### 3. サプライチェーン危機とフレンドショアリング

2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、医療品の国際的なサプライチェーンがひっ迫した。人の移動の大幅な制限、中間財の国際取引の落ち込みで、グローバルなサプライチェーンの機能不全が生じた。2. で見た特定国との貿易関係の分断と相まって、友好国との間でサプライチェーンを構築するフレンドショアリングの必要性が唱えられることになった。例えば、2023 年 5 月の G7 広島サミットは、強靱で信頼性のあるサプライ

チェーンに関する原則を表明し、G7 内外の信頼できるパートナー国との間で強靱なサプライチェーンネットワークを構築・強化することをうたった。2022 年 5 月に日米等 13 カ国が設立したインド太平洋経済枠組み（IPEF）は、2023 年 5 月にサプライチェーン協定交渉を実質妥結させた。9 月に公表された協定文によれば、重要分野・重要物品の強靱性と競争力を高める行動計画を策定する IPEF サプライチェーン協議会、サプライチェーンの途絶に直面した国の要請で開催され、情報共有と支援を検討する IPEF サプライチェーン危機対応ネットワークの設立が予定されている<sup>55)</sup>。

#### 4. ビジネスと人権

WTO や広域 FTA に代表される国際通商法秩序は国家を名宛人としており、企業は国際通商法秩序を前提として企業活動を展開する利用者ないし受益者に留まっている。これに対して、2011 年に国連人権理事会でビジネスと人権に関する指導原則（以下「指導原則」）<sup>56)</sup> が全会一致で支持されたことを出発点として、ビジネスと人権という分野が大きく動き出した。指導原則は、国家が人権を保護する義務とともに企業の人権尊重責任を明記した。指導原則は法的拘束力を持たない文書であったが、近年は欧米諸国を中心に指導原則の内容を法的義務化する動きが進んだ。対応が遅れていた日本も、2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表した<sup>57)</sup>。企業に対して人権方針の策定、企業活動における人権侵害リスクを認識し、これに対処する人権デューディリジェンス（人権 DD）、救済措置の実施を求めている。欧米諸国でビジネスを展開する日本企業にとっ

て、人権尊重責任を果たすことが法的に義務付けられる。それ以外の日本企業にとっても、人権尊重責任を果たすことが経営課題として位置づけられるようになった。

### III 日本の政府と企業の対応策

#### 1. 国際通商法秩序の構造転換を受けて

今日の国際通商法秩序は構造転換の局面を迎えている。WTO の共同声明イニシアティブと広域 FTA を通じたルール形成の一方で、経済安全保障を理由として WTO ルールとの整合性が疑わしい対中国・ロシア貿易の分断の動きが進められている。さらに、友好国との間でサプライチェーンの強靱化を図るフレンドショアリングの動きも出てきた。無差別で多角的な貿易自由化を掲げる WTO 体制とは距離を置く動きである。今後は、WTO と広域 FTA で構成される国際通商法秩序と、分断とフレンドショアリングに基礎を置く友好国中心の通商秩序が併存することになる。後者の中心が IPEF である。ただし、両者の関係には矛盾と緊張があることは否定できない。対ロシア経済制裁の一方で、サハリン 2 プロジェクトの運営会社への出資を継続する日本企業の方針に見られる通り、サプライチェーンのグローバル化を推進した日本企業にとって、分断とフレンドショアリングを徹底させることには自ずと限界がある。日本としては、WTO と広域 FTA で構成される国際通商法秩序に主眼を置きながら、友好国中心の通商秩序への関与を可能な限りで推進してゆく、是々非々の対応をとらざるを得ない。その意味でも、WTO の共同声明イニシアティブへのコミットを継続し、広域 FTA、特に CPTPP の拡大に向けてリーダーシップを発揮

することが日本にとって大切である。

## 2. ビジネスと人権への対応

日本企業にとって、ビジネスと人権に真剣に取り組むことが大切である。ビジネスと人権に関する基本原則の尊重は持続可能な開発目標を盛り込んだ国連総会決議にもうたわれている<sup>58)</sup>。ビジネスと人権の法制化を進める欧米諸国で事業を展開する日本企業にとってはもちろん、それ以外の日本企業にとっても、経営課題として人権を尊重する企業の責任を果たすことが求められている。2022年9月に公表された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は、日本企業がビジネスと人権を実践する上での指針となる。

### 【注】

- 1) 経済産業省通商政策局編『2017年版 不公正貿易報告書』829-830頁。
- 2) 同前, 835頁。
- 3) 同前, 836頁。
- 4) 経済産業省通商政策局編『2023年版 不公正貿易報告書』695-696頁。
- 5) 漁業補助金協定は採択されたが、過剰漁獲能力・過剰漁獲をもたらす補助金については交渉がまとまらず、交渉を継続することとなった。参照、中川「WTOのルールメイキング機能の再検討」国際貿易投資研究所『WTOと広域FTAを通じた貿易ルールの刷新に向けて』2023年、6-7頁。
- 6) 例えば参照、William J. Davey, “WTO Dispute Settlement: Crown Jewel or Costume Jewelry?”, *World Trade Review*, Vol.21, Special Issue 3, 2022, pp.291-300.
- 7) 中川, 前掲注5, 10頁。
- 8) 中川, 同前16頁。
- 9) 参照、WTO, General Council, “The legal status of ‘Joint Statement Initiatives’ and their negotiated outcomes, Communication from India and South Africa”, WT/GC/W/819, 19 February 2021. (共同声明イニシアティブについて、ルールベースの多角的貿易体制の一体性を損なうとして反対する。)
- 10) 例えば参照, “Strengthening and modernizing the WTO: Discussion paper”, Communication from Canada, 21 September 2018, JOB/GC/201. (交渉結果を最惠国ベースで一方的に適用する「開かれた」複数国間協定の可能性を指摘した。)
- 11) MPIAの条文, 参加国, 先例等につき参照, Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement (MPIA). <[https://wtoplurilaterals.info/plural\\_initiative/the-mpia/](https://wtoplurilaterals.info/plural_initiative/the-mpia/)> (2023年11月5日アクセス)
- 12) 参照、WTO, Figures on Regional Trade Agreements notified to the GATT/WTO and in force. <<https://rtais.wto.org/>

- UI/publicsummarytable.aspx> (2023年10月30日アクセス)
- 13) 2016年2月4日署名。未発効。
- 14) 2018年3月9日署名, 2018年12月30日発効。
- 15) 2018年7月17日署名, 2019年2月1日発効。
- 16) 2018年11月30日署名, 2020年7月1日発効。
- 17) 2020年11月15日署名, 2022年1月1日発効。
- 18) 参照、WTO シンガポール閣僚宣言第4節。
- 19) 例えば参照、*Assessment of Labour Provisions in Trade and Investment Agreements*, ILO, 2016.
- 20) TPP第19.3条1項, USMCA第23.3条1項。
- 21) TPP第19.15条12項(締約国間の労働協議(第19.15条2項)及び労働評議会(第19.12条)における協議を通じて問題が解決されない場合、TPP第28章の紛争解決手続が適用されると規定する。), USMCA第22.17条8項(締約国間の労働協議(第22.17条1項)及び関係レベルの労働協議(第22.17条6項)を通じて問題が解決されない場合、協定第31章の紛争解決手続が適用されると規定する。)
- 22) TPP第19.9条1項, USMCA第23.11条。締約国は、意見書が提起する事項について検討した上で、適時に回答することが求められる(TPP第19.9条3項, USMCA第23.11条2項(a))。
- 23) 日EUEPA第16.17条。
- 24) 同第16.18条。
- 25) 同第16.16条。
- 26) TPP第20.3条2項, USMCA第24.3条1項, 日EUEPA第16.2条1項。
- 27) TPP第20.3条6項, USMCA第24.4条3項, 日EUEPA第16.2条2項。
- 28) TPP第20.4条1項, USMCA第24.8条2項, 日EUEPA第16.4条2項。
- 29) USMCA第24.20条1項(a), (b)。
- 30) 漁業補助金協定第4.1条, 第3.1条を参照。
- 31) 日EUEPA第16.7条2項(a), (b)。
- 32) TPP第20.20条～第20.23条, USMCA第24.29条～第24.32条。
- 33) USMCA第24.27条1項。TPPはこの手続は設けていない。
- 34) 日EUEPA第16.17条1項。
- 35) TPP第17.1条。
- 36) TPP第17.4条1項(a)。
- 37) 同第17.4条1項(b), (c)
- 38) 同第17.6条1項。自国の国有企業が他の国有企業に対して提供する非商業的援助についても同様の禁止規定が適用される。参照、同17.6条2項。
- 39) 同第17.6条3項。
- 40) 同第17.10条1項。
- 41) 同第17.10条3項～5項。
- 42) 参照、1994年のガット第17条1項(a), (b)。
- 43) 参照、磯辺真一「バイデン政権でも続く対中強硬策、次なる焦点は対外投資審査か(米国)」日本貿易振興機構(ジェトロ)『地域・分析レポート』2021年9月1日。
- 44) “Vice President Mike Pence’s Remarks on the Administration’s Policy Towards China”, 4 October 2018. <<https://www.hudson.org/events/1610-vice-president-mike-pence-s-remarks-on-the-administration-s-policy-towards-china102018>> (2023年11月1日アクセス)

- 45) 米国の対中国安全保障貿易管理につき、参照、一般財団法人安全保障貿易情報センター「米中の新輸出規制等の動向」<<https://www.cistec.or.jp/service/uschina.html>> (2023 年 11 月 1 日アクセス)
- 46) 参照、小野亮「FIRRMA・ECRA の成立と変容する米国の対中観—米中の狭間に立つ日本への示唆」『みずほレポート』2018 年 11 月 28 日。
- 47) 参照、磯辺真一「米国内投資審査の動向 (前編)」日本貿易振興機構 (ジェトロ)『地域・分析レポート』2023 年 10 月 2 日。
- 48) 戴恭兵「従来の輸出管理から脱却へ、企業はどう対応すべきか (世界、日本)」日本貿易振興機構 (ジェトロ)『地域・分析レポート』2023 年 9 月 8 日。
- 49) 参照、『中国の輸出管理法の概要』日本貿易振興機構 (ジェトロ) 上海事務所・海外調査部、2021 年 8 月。
- 50) 参照、『輸出禁止・輸出制限技術目録の概要』日本貿易振興機構 (ジェトロ) 上海事務所・海外調査部、2021 年 11 月。
- 51) 参照、小宮昇平「輸出禁止・制限技術リストの改訂案、商務部が特定産業を狙ったとの見方を否定」日本貿易振興機構 (ジェトロ)『ビジネス短信』2023 年 2 月 16 日。
- 52) 参照、戴、前掲注 48。
- 53) Regulation (EU) 2021/821 of the European Parliament and of the Council, 20 May 2021. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2021/821/oj>> (2023 年 11 月 2 日アクセス)
- 54) 参照、戴恭兵「WTO、ウクライナ侵攻による G20 の輸出制限を報告」日本貿易振興機構 (ジェトロ)『ビジネス短信』2022 年 7 月 11 日。
- 55) “U.S. Department of Commerce Publishes Text of Landmark Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity (IPEF) Supply Chain Agreement”, 7 September 2023. <<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2023/09/us-department-commerce-publishes-text-landmark-indo-pacific-economic>> (2023 年 11 月 5 日アクセス)
- 56) 国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」2011 年 3 月 11 日。<[https://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/resolutions\\_reports/hr\\_council/ga\\_regular\\_session/3404/](https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/)> (2023 年 11 月 5 日アクセス)
- 57) ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁推進・連絡会議「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」2023 年 9 月。<<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>> (2023 年 11 月 5 日アクセス)
- 58) 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」国連総会決議、2015 年 9 月 25 日、第 67 節。

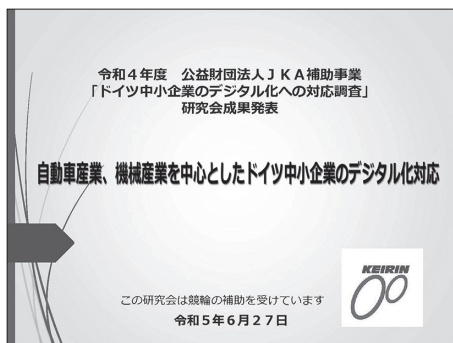


## 動画配信・世界 Econo.Biz セレクト

国際貿易投資研究所では YouTube による動画配信を行っています。  
ホームページよりアクセス可能です。(https://iti.or.jp/)

### 【主な動画配信】

- ・令和 4 年度 JKA 補助事業ドイツ中小企業のデジタル化への対応調査研究会成果発表「自動車産業、機械産業を中心としたドイツ中小企業のデジタル化対応」新井俊三 (国際貿易投資研究所客員研究員)
- ・R4 年度 JKA 補助事業 ASEAN サプライチェーン研究会成果発表「ASEAN 諸国の対外直接投資 (FDI) 動向について」牛山隆一 (名古屋経済大学教授)
- ・R4 年度 JKA 補助事業 ASEAN サプライチェーン研究会成果発表「メコン地域における「一帯一路」の現状と展望～コロナ禍を経たカンボジアに焦点を当てて～」藤村 学 (青山学院大学教授)
- ・ITI 主催オンラインセミナー「ウクライナ戦争とヨーロッパの転換」(2022 年 12 月 13 日開催)
- ・ITI・JETRO 共催オンラインセミナー「地方における産業発展と高度外国人材への期待」(2022 年 12 月 7 日開催)



R4年度JKA補助事業「ASEANサプライチェーン」研究会  
成果発表 令和5年3月15日 午後3時

研究会委員 牛山 隆一 名古屋経済大学教授  
テーマ ASEAN諸国の対外直接投資(FDI)  
動向について

この研究会は競輪の補助を受けています



一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677  
〒104-0045 東京都中央区築地 1-4-5 第 37 興和ビル 3 階 E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp URL: https://iti.or.jp/